

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金

対象＝次に記載の対象児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い人で、児童手当受給者またはそれに準ずる人

対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童※保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童

給付額＝児童1人あたり一律10万円

支給時期

下記、申請が不要な人（ア）、（イ）、（ウ）に該当する人へは、12月24日に児童手当などを受給する口座に振り込みました。

また、（エ）、（オ）に該当する人へは、1月より順次、児童手当を支給する口座へ振り込みます。

その他、申請が必要な人につきましても、1月より順次指定された口座へ振り込みます。

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47-1152）

支給方法

申請が不要な人

次のいずれかに該当する人

- （ア）市から対象児童①に係る児童手当を12月10日までに受けた人
- （イ）桐生市で児童扶養手当や特別児童扶養手当の手続きを行い、令和3年9月までに、その認定を受けている対象児童②の父母など
- （ウ）令和3年9月から10月までに生まれた新生児の父母などで、市に児童手当の申請を行い、11月までに児童手当が認定された人
- （エ）令和3年9月以降に生まれた新生児の父母などで、10月から12月までに児童手当の申請を行い、児童手当が1月までに認定された人
- （オ）令和3年11月16日以降に、児童手当9月分を受給することになった人

まずは、給付案内通知を郵送します。受給を希望しない場合は、通知に記載された期限までに、受給拒否の届出書の提出が必要です。受給を希望する人には、支給前に支給決定通知を郵送します。

申請が必要な人

左記（ア）から（オ）以外の人

例えば、以下のような人です。

- ・児童手当などを受給していない高校生などを養育する父母など
- ・対象児童を養育する公務員
- ・9月以降に生まれた新生児の父母などで、令和4年1月以降に児童手当の認定申請を行う人

給付が見込まれる家庭には、1月初旬までに制度の案内通知を郵送します。該当になる場合は、子育て支援課（保健福祉会館1階）または新里・黒保根支所で手続きをしてください。手続きに書類が必要な場合があります。

申請期間＝1月6日（木）～2月28日（月）

※ただし、令和4年2月から3月に生まれた児童に係る申請については、今後方針が決まり次第、お知らせします。

